

# 農地中間管理事業に関する事務手続の円滑化

(平成27年12月1日付け27経営第2178号 農林水産省経営局農地政策課長通知)

## 特例措置前

- 農地中間管理機構が行う農用地の集積・集約化の事業実施に際して必要な農用地利用集積計画・農用地利用配分計画の作成から公告に至るまでの事務手続に実態として時間を要している。
- また、この事務手続の迅速化を図るためには、市町村などがより主体的に関わるなど連携強化が必要。

## ニーズ

- 担い手への農地の集積・集約化を促進するため、農地中間管理事業の事務手続を円滑化し、手続期間を短縮する必要がある。

## 特例措置

- 農地中間管理事業の実施に際し、事務手続を複層的に実施する工夫等により手続期間の大幅な短縮(13⇒5週間)を実現。
- また、農用地利用配分計画案の作成事務を行いたい市町村との連携強化。

### ○事務手続期間短縮の工夫の概要

- ・市町村等と情報を早い段階で共有し、事務書類の準備や貸付先決定ルールとの適合性等を事前に整理
- ・農用地の集積計画と配分計画の作成を複層的に実施
- ・縦覧の公告等について、県の公報を用いずホームページ上で随時行う 等

## 効果

- 担い手への農地の集積・集約化の促進につながる。

※農地中間管理機構の見直しにより、更なる事務手続きの簡略化のため、市町村の集積計画のみで権利設定ができる等の措置を実施(令和元年11月)